2026(令和8)年度の専攻医募集(案) について

日本専門医機構

2026年度専攻医募集におけるシーリングについて

方針(案)

- 〇 令和8年度については、今後に向けた運用上の課題の把握等も念頭にしながら、基本的には、令和7年1 月30日医道審議会医師分科会医師専門研修部会において厚生労働省より示された案を踏まえた方針とする。
- 令和7年度のシーリングからの具体的な変更点等は、以下のとおり。

通常プログラム	 これまでの「当該都道府県別診療科の平均採用数及び必要養成数」ベースの算出から、「当該診療科の全国専攻医採用数及び都道府県人口を加味すること」を基本とした算出とする。 連携プログラムの連携先での研修を含め、地域における専門研修の質の向上を図る観点から、例えば、大学病院等の基幹病院から指導医を地域に派遣した実績を有する場合については、以下のような観点で定員数への反映を行う。 指導医の派遣に係る実績に応じて、通常プログラムの定員数を増加する。 指導医不足がより顕著な地域への指導医の派遣については、更なる評価を行う。 こうした評価に当たっては、連携プログラムの定員数とのバランスの確保やシーリング制
	度の趣旨等の観点で、一定の上限を設ける。
連携プログラム	 令和7(2025)年度採用までの状況からの激変を緩和する観点で、直近の過去3年間の平均 採用数を満たすまで連携プログラムの定員数の設定を許容する考え方は、維持する。 各プログラムの採用数の比については、激変を緩和する観点から、令和7(2025)年度のものを維持する。 特別地域連携プログラムをシーリング内に設置する。
その他	・ シーリング数が全国採用数の一定割合に満たない場合の配慮を引き続き実施する。

【令和8年度募集】シーリングの設定方法について①

シーリング対象の診療科 ※変更なし

内科、小児科、皮膚科、精神科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、形成外科、リハビリテーション科の13診療科



例外としてシーリングの対象外とする診療科は、

外科・産婦人科¹⁾、病理・臨床検査²⁾、救急・総合診療科³⁾ の6診療科

- 1)平成6年度と比較して平成28年度の医師数自体が減少しているなどの理由
- 2) 専攻医が著しく少数である等の理由
- 3)今後の役割についてさらなる議論が必要とされている等の理由



2. シーリング対象とする都道府県診療科の選定

「平成30年(2018年)の医師数 | ≧「平成30年(2018年)の必要医師数 |

- かつ「平成30年(2018年)の医師数」≧「令和6年(2024年)の必要医師数」を満たす都道府県診療科。
 - ※過去3年間(令和5-7年度)の採用数の平均が5人以下の場合は、シーリング対象外とする。
 - ※令和8年度(2026年度)については、「令和4年(2022年)の医師数」<「令和6年(2024年)の必要医師数」を満たす場合はシーリング対象外とする。
 - ※「医師数」は、いずれも性年齢構成を反映した仕事量に換算した人数。



3. 通常プログラム数の設定

(1) 通常プログラムの**基本数**:

当該診療科の過去3年間の全国専攻医採用数の平均×(都道府県の人口/全国の総人口)

※小児科については、(都道府県の15歳未満人口/全国の15歳未満総人口)とする。

(2) 通常プログラムの**加算数**:

- (1)の数が、過去3年間の平均採用数に達していない場合、「過去3年間の平均採用数に達しない範囲」かつ「通常プログラム基本数の15%までの範囲」で、通常プログラムの加算を可能とする。
- ※(1)においては、直近の過去3年間平均採用数を超えて設定することを許容。一方で、(2)は過去3年間平均採用数に満たない範囲で加算することとする。

【令和8年度募集】シーリングの設定方法について②



4. 連携プログラムの設置

(3)連携プログラムの設置数

3. による通常プログラム数が、過去3年間の平均採用数に満たない場合、過去3年間の平均採用数に達しない範囲で、連携プログラムの設置を可能とする。

ただし、当該年度の通常プログラムにおける地域貢献率(※)が原則20%以上であることを連携プログラムの設定のための必須条件とする。

Σ(各専攻医が「シーリング対象外の都道府県」及び「当該都道府県の医師少数区域」で研修を実施している期間

(※) 地域貢献率 = -

Σ (各専攻医における専門研修プログラムの総研修期間)

(4)連携プログラムの内訳の設定

連携プログラムは、令和7年度募集のシーリング数と同様の内容及び比率(設定数)とする。

- (イ)連携プログラム(都道府県限定分以外)
- (ロ)連携プログラム(都道府県限定分)
- (ハ)特別地域連携プログラム
- ※3. の時点で、直近の過去3年間平均採用数を超えた場合は、連携プログラムは設置されない。
- ※令和8年度においては、特別地域連携プログラムを連携プログラム(都道府県限定分を含む)へ振替えることを許容。

留意事項

<シーリング数が全国採用数の一定割合に満たない場合の配慮>

・算出されたシーリング数が、当該診療科の過去3年間の全国専攻医採用数の平均の1.7%に満たない場合、前回シーリング数を超えない範囲で通常プログラムを追加することを可能とする。

<シーリング対象外とする医師> ※変更なし

- ・①又は②の医師のうち、専攻医期間に医師少数区域又は医師少数スポットで専門研修を行う予定の者。
 - ① 都道府県と卒業後一定期間、当該都道府県内で医師として就業する契約を締結した者(修学資金の貸与の有無を問わない)
 - ② 自治医科大学を卒業した医師
- ・既に基本領域専門医を取得済みのダブルボード取得希望者。

シーリングにおける各プログラムについて

- シーリングの内訳としては、基本となる「通常プログラム」のほか、採用数の激変緩和の観点から設けられた「連携プログラム」がある。
- 連携プログラムには、地域医療に資する観点から、シーリング対象外の都道府県での一定期間の研修を設けており、さら に一部のプログラムについては連携先都道府県を足下充足率の低い地域に指定している。
- さらに、令和5(2023)年度専攻医採用から導入された特別地域連携プログラムは、足下充足率が低い都道府県の医師少数区域に指定している。
- 令和8年度においては、特別地域連携プログラムを連携プログラム(都道府県限定分を含む)へ振替えることを許容。

			_		
	連携先	連携先の研修期間			
都道府県限定分	足下充足率0.8以下の都道府県	1年6ヶ月以上		都道府県 限定分	
連携プログラム (都道府県 限定分を除く)	シーリング対象外の都道府県	1年6ヶ月以上		連携 プログラム	直近の過去3年間の 平均採用数の 一定割合に満たない分 (各プログラムの割合は、 令和7年度のものを維持)
特別地域連携プログラム	足下充足率0.7以下 (小児科は0.8以下)の 都道府県の医師少数区域等	1年以上		特別地域連携 プログラム	直近の過去3年間の平均採用数
通常プログラム	募集や採用にあたり 生じる要件はない ※基本領域毎のプログラム 整備基準において定められる 地域研修等の要件はある	募集や採用にあたり		加算分	の一定割合に満たない場合、 所定の要件を満たす場合に加算 (上限あり)
		生じる要件はない ※基本領域毎のプログラム 整備基準において定められる 地域研修等の要件はある		通常募集 プログラム (基本数)	当該診療科の 直近の過去3年間の 全国専攻医採用数の平均 ×(都道府県人口/全国の総人口)

※精神科は、他に精神保健指定医連携枠を設置することが可能。

【令和8年度募集】専門研修指導医の派遣実績の定義等

○ 専門研修指導医の派遣実績とするのは、以下の(1)と(2)のいずれも満たす場合とし、実績を収集した。

(1)医師や派遣先における勤務形態

- (イ)原則、各基本領域の専門研修プログラム整備基準に定める専門研修 指導医の要件を満たす医師であること
- (ロ)派遣元と派遣先の連携・調整により派遣された医師であること

具体例

- ・ 派遣元から、出向等の形式で異動した上で、所定の期間が経過した後 に派遣元に戻る予定の医師
- その他、派遣元から専攻医を受け入れて指導を行っているなど、専門 研修環境の向上に資する医師
- ・ いわゆる医局からの派遣も実績の対象としてよい

留意事項

- 双方の合意形成の元で派遣されている医師に限ること。調整の事実がないことが疑われる場合は改めて確認する場合がある。
- (ハ)専攻医の指導を行うこと等を通じて、専門研修の充実に資する勤務 形態であること

具体例

- · 常勤/非常勤の勤務形態や、派遣期間によらず、専攻医の指導に当たることが想定される場合
- ・ 週当たり勤務日数が週5日未満の場合や月単位の勤務(例:週3日の 非常勤勤務を6か月間行う場合など)であっても、専攻医の指導を担当 しうる場合

留意事項

- ・ 週あたり派遣日数については、概ね半日(午前または午後)以上の勤務を1日とカウントする。
- ・ 派遣期間については、概ね半月以上を1か月とカウントする。
- ・ 常勤医とは、派遣先で週32時間以上勤務する医師を指す。

(2)派遣先

(イ)専門研修施設(基幹施設または連携施設)又はその認定を受けようとする医療機関への派遣であること

留意事項

- 報告時点で研修施設となっていないものの、指導医が派遣されることにより、研修施設の要件を満たし、研修施設としての学会の認定を受けようとしている場合も、研修施設への派遣実績に含める。
- (ロ)シーリング対象外の都道府県への派遣であること

具体例

- ・ 連携プログラム等の連携先要件を満たす地域への派遣 留意事項
 - 指導医と専攻医が共に派遣先(連携先)で勤務することが望ましいが、指導医単独での派遣も実績に含めることができる。
 - ・ 派遣先については、派遣元の研修プログラムの連携施設のみならず、他のプログラムの基幹施設や連携施設も実績に含めることができる。

【令和8年度募集】専門研修指導医の派遣実績の枠数への換算

○ 専門研修指導医の派遣実績とするのは、以下の(1)と(2)のいずれも満たす場合とし、実績を収集した。

1. 指導医派遣実績の加算枠数への換算方法

- (1) 全派遣実績については、1人年に対し、0.5枠に換算する。
- (2)より高い評価を行うこととした「指導医派遣のニーズがより高い地域への派遣」に該当する地域は、「足下充足率0.7 以下の都道府県」とし、この地域への派遣実績は、1人年に対し、さらに0.5枠分の換算を可能とする。

(全派遣実績(人年)) × 0.5枠

+ (足下充足率0.7以下の都道府県への派遣実績(人年)) × 0.5枠

2. 加算数について

加算数の上限は、通常プログラム基本数の15%分とし、この上限の範囲内で、上記 1. の換算枠数の加算を可能とする。

3. 令和8年度の加算数

令和8年度の換算後枠数及び加算数を別紙に示す。

専門研修指導医の派遣実績及び加算数

			1	2	3	(4)		
領域	都道府県	加算上限	派遣医師人数(人)		派遣医師人数(人) のうち、派遣先が <u>足</u> <u>下充足率0.7以下</u> へ の派遣(人)	③にトス派	実績の加算 数への換算 (②×0.5 +④ ×0.5)	加算数
内科	東京都	50	1265	884	543	415	649	50
内科	京都府	9	303	245	23	21	133	9
内科	大阪府	8	173	126	7	3	65	8
内科	和歌山県	3	9	9	2	2	6	3
内科	岡山県	6	240	219	0	0	109	6
内科	福岡県	18	155	97	1	1	49	18
内科	長崎県	3	11	11	0	0	6	3
小児科	東京都	9	234	122	1	1	61	9
皮膚科	東京都	5	62	47	1	1	24	5
皮膚科	京都府	1	52	15	0	0	8	1
精神科	東京都	10	169	147	15	13	80	10
精神科	石川県	1	5	5	0	0	3	1
精神科	岡山県	1	73	68	1	1	35	1
精神科	福岡県	2	10	8	0	0	4	2
精神科	佐賀県	1	9	2	2	1	1	1
整形外科	東京都	12	406	285	120	69	177	12
整形外科	京都府	2	98	93	0	0	47	2
整形外科	福岡県	4	147	114	2	2	58	4



専門研修指導医の派遣実績及び加算数(続き)

			(1)	2	(3)	(4)		
領域	都道府県	加算上限	派書医師人粉	①の派遣 実績 (人・ 年)	派遣医師人数		実績の加算 数への換算 (②×0.5 +④ ×0.5)	加算数
眼科	東京都	6	167	102	7	2	52	6
眼科	京都府	1	50	35	0	0	17	1
眼科	大阪府	3	40	32	0	0	16	3
耳鼻咽喉科	東京都	4	89	73	6	3	38	4
耳鼻咽喉科	愛知県	2	7	5	0	0	2	2
耳鼻咽喉科	京都府	1	39	37	0	0	19	1
泌尿器科	京都府	1	77	73	0	0	37	1
脳神経外科	東京都	4	290	228	150	120	174	4
放射線科	東京都	6	204	116	143	83	99	6
放射線科	京都府	1	144	125	2	2	63	1
放射線科	岡山県	1	42	42	0	0	21	1
放射線科	福岡県	1	35	29	3	3	16	1
麻酔科	東京都	8	290	137	242	102	120	8
麻酔科	京都府	2	76	56	7	1	29	2
麻酔科	岡山県	1	122	85	8	7	46	1
麻酔科	沖縄県	1	0	0	0	0	0	0
形成外科	東京都	4	94	80	13	10	45	4
形成外科	兵庫県	2	12	8	11	8	8	2
リハビリテー ション科	東京都	2	56	51	22	20	36	2